

## 歴史公文書選定基準

## 選定方針

- 保存年限が30年とされている文書又は部長決裁以上の重要な文書であるとともに、主要な県政の推移、内容、仕組みが分かり、県民の生活の様子や社会情勢を反映している文書で、おおむね次に掲げるものを選定するものとする。
- 上記方針にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）施行以前の文書は全て選定するものとする。

## 1 県政の主要な施策及び事業に関する文書

- (1) 県政の基本的な執行方針に関するもの
- (2) 県の総合発展計画、重要事業等の企画、執行及び効果に関するもの

## 2 例規等及び各種制度の制定、改廃に関する文書

- (1) 条例、規則、訓令、要綱、実施要領（補助金を含む。）等の制定改廃に関するもの  
(注) 要綱、実施要領の選定は、社会情勢を反映し制定されたものなど、歴史的又は文化的な価値を有すると認められるものに限る。
- (2) 自治体消防制度等の制度に関するもの

## 3 県行政の管理・運営に関する文書

- (1) 行政組織機構の制定、改廃に関するもの
- (2) 職員定数、給与等の職員に関するもの  
(注) 恩給裁定原議等の個人を対象とした申請、承認等に関するものは選定しない。
- (3) 財政に関する重要なもの

## 4 県議会に関する文書

- (1) 議会に提出した議案書、同説明資料等の決裁等に関するもの

## 5 審議会、その他重要な会議に関する文書

- (1) 審議会等の会議資料、議事録等のもの
- (2) 知事会議等の重要な会議に関するもの  
(注) 連絡調整、事務研修を目的とした会議等は含まない。
- (3) その他重要な研究会、調査会等の報告書等のもの

## 6 国、県に対する陳情等に関する文書

- (1) 陳情、要望等に関するもの  
(注) 国、他県、町村等に対する照会回答は選定しない。

## 7 褒章、表彰に関する文書

- (1) 褒章、叙位、叙勲の内申に関するもの
- (2) 各省庁大臣表彰の内申に関するもの
- (3) 名誉県民、知事表彰に関するもの
- (4) その他、主な賞（齋藤茂吉文化賞等）に関するもの

## 8 主要な統計調査及び研究に関する文書

- (1) 国勢調査、衛生統計等の基本的調査及びその地域別集計に関するもの

(注) 国において取りまとめる調査に対する提出データ(月報、週報等)は選定しない。

(2) 世論調査、アンケート及びその地域別集計に関するもの

(注) 最終成果物のみとし、調査票等調査の過程に発生するものについては選定しない。

(3) 調査方法、調査員等の調査制度に関するもの

(4) 農林水産業、商工業等の研究結果及び経過がわかるもの

## 9 県有財産等の取得、管理、処分に関する文書

(1) 主な県有財産の取得、管理、変更、処分等が明らかとなるもの

(2) 主な国有財産の取得、管理、変更、処分等が明らかとなるもの

(3) 特に重要な物品の取得、処分等が明らかとなるもの

## 10 行政処分及び訴訟等に関する文書

(1) 重要な案件に係る許認可等に関するもの

(2) 重要な案件に係る審査、調停、協定、補償等に関するもの

(3) 重要な案件に係る訴訟及び行政不服審査に関するもの

## 11 市町村の行政区域、地方制度等に関する文書

(1) 市町村の制度改革、廃置分合、境界変更に関するもの

## 12 主要な行事、事件、災害等に関する文書

(1) 行幸啓等に関するもの

(2) 大規模な博覧会等の県民に注目された行事に関するもの

(注) 定例的な行事、イベント(毎年、隔年)に関するものは選定しない。

(3) 県民生活に大きな影響のあった事件等に関するもの

(4) 主な災害(県民生活に大きな影響があったもの)に関するもの

(5) 公害に関するもの

## 13 県の歴史、伝統等の文化的遺産に関する文書

(1) 研究所 年史等の県の行政機構の沿革、運営がわかるもの

(2) 県史編さんの資料となったもの、また参考になるとと思われるもの

(3) 伝統、民俗、文化財等その他文化的遺産に関するもの

## 14 その他、歴史的又は文化的な資料として価値を有すると認められる文書